赤ちゃん安心おでかけ事業実施要綱

1 目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中に授乳やおむつ 替えなどの必要が生じた場合に、気軽に立ち寄ることができる施設を登録し、乳幼児連 れの家族が外出しやすい環境の整備を行うことを目的とする。

2 名称及びシンボルマーク

(1) 名称

本事業で登録する施設は、「にこにこベビールーム」という。

(2) シンボルマーク

本事業の普及を進めるとともに、利用者にとってわかりやすくて利用しやすい環境を整えるために、別表のとおり登録の内容に応じたシンボルマークを定める。

シンボルマークは、広報等で用いるほか、登録施設に表示するデザインステッカー (以下「ステッカー」という。) に用いる。

3 事業内容

(1) にこにこベビールームでは、次のア又はイ又は両方を提供する。

ア おむつ替えの場の提供

おむつ替えの場とは、ベビーベッドやおむつ交換台等、安全におむつ替えできる 場所のことをいう。

紙おむつなどのごみは、原則として、利用者が持ち帰ることとする。ただし、施 設において専用のごみ箱等を設置している場合はこの限りでない。

イ 授乳の場の提供

授乳の場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋のほか、カーテンやパーテーションで仕切られたスペース等、人目を気にせず授乳できる場所のことをいう。

(2) にこにこべビールームにおいて、ミルク用のお湯の提供が可能な場合は、(1)にあわせて提供する。

なお、提供するミルク用のお湯は70 ℃以上に保ち、飲用水を沸かしてから30 分以上放置していないお湯 (*) を使用する。

(*) 平成 19 年 6 月 5 日付 食安基第 0605001 号・食安監第 0605001 号 厚生労働省医 薬食品局食品安全部基準審査課長・同監視安全課長通知「乳児用調整粉乳の安全な調 乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて(世界保健機構(WHO)及び国連食糧 農業機構(FAO)による共同作成)」に基づく取扱い)

4 登録・変更・廃止に関する届出等

(1) 登録

1の目的に賛同し、にこにこベビールームとしての登録を承諾する場合は、施設管理者はにこにこベビールーム登録承諾書(別紙様式)(以下「承諾書」という。)を市長あてに提出する。ただし、市の施設についてはこの限りではない。

市長は、3に該当する設備等を有することを確認し、承諾書の受理後概ね2週間以内に、施設管理者にステッカーを交付する。

(2) 変更

にこにこべビールームとして登録した内容に変更(長期間にわたる提供休止を含

む。)があった場合には、施設管理者は、速やかにこども未来調整課へ申し出ること。

(3) 廃止

にこにこべビールームとしての登録を解除しようとするとき又は施設を廃止したと きには、施設管理者は、速やかにこども未来調整課へ申し出るとともに、ステッカー を撤去し、適切に廃棄する。

5 運営管理

- (1) 施設管理者は、交付されたステッカーを利用者の目に付きやすい場所(建物入口や対象設備付近)に表示すること。
- (2) 施設管理者は、登録設備の付近に手洗いができる設備があれば、あわせて提供すること。
- (3) 施設管理者は、にこにこベビールーム内又は出入口付近にベビーカーを置くスペースを設けるなど、ベビーカーでの利用に支障が生じないように努めること。
- (4) 施設管理者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる項目に努めること。 ア 換気、温度、清掃等、清潔で良好な状態を維持すること。特にミルク用のお湯は 施設管理者の管理下に置き、安全かつ衛生的なお湯を提供すること
 - イ 利用者に対して、事故・盗難防止について注意喚起を行うこと
- (5) 施設管理者は、シンボルマークを用いてにこにこべビールームを設置していることを広告に利用することができる。その際のシンボルマーク規格については、別途示す。
- (6) 施設管理者は、臨時的に事業を実施しないことができる。
- (7) 施設管理者は、利用者が次に掲げる項目のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を拒み、もしくは制限し又は退去を命ずることができる。
 - ア 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行ううえで、重大な支障が あると認められるとき
 - イ 利用者が、施設管理者の指示に従わなかったとき
 - ウ その他、施設管理上の支障があるとき

6 個人情報の保護

施設管理者が利用者の氏名等を取扱う場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 施設管理者は、個人情報(広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号) 第2条第2号)の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利 益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。
- (2) 前号の取扱いに当たっては、個人情報保護法や広島市個人情報保護条例など関係法令を順守しなければならない。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局こども未来調整課長が定めるものとする。

8 施行日

- この要綱は平成22年1月27日に施行する。
- この要綱は平成24年4月1日に施行する。
- この要綱は令和3年4月1日に施行する。

別表 (登録内容別シンボルマーク)

| おむつ替えの場 | 授乳の場 | シンボルマーク |
|---------|-------|---------|
| 提供する | 提供する | ⊠ 1 |
| 提供する | 提供しない | ⊠ 2 |
| 提供しない | 提供する | ⊠ 3 |